

## 直轄改良國道標準設計について (一)

和田庄藏

### はしがき

本記事は、昭和6年4月失業救濟の目的を以て、直轄起工以來現在に至る、管内道路標準設計（新京濱国道を除く）の代表的なものを集録せるものなり。

### 設計説明

#### 1. 6號國道

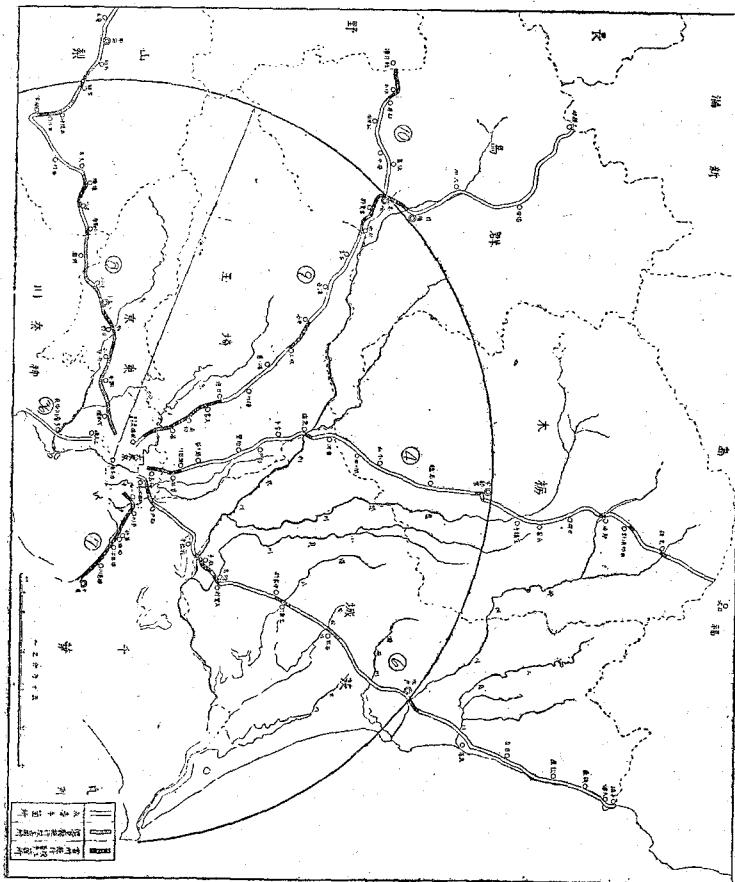
6號國道は、東京市浅草區間橋西詰に於て4號國道より分岐し、葛飾區新宿、金町、を経て松戸、取手、土浦、水戸、助川、日立を通過し、宮城縣岩沼町に於て再び4號國道に合する陸前濱街道にして、軍事上産業及交通聯絡上極要なる路線なり。

1. 東京市葛飾區自本町四丁木町間  
昭和9年度事業

2. 東京市葛飾區至青戸町二丁目間  
昭和7.8年度事業

本區域内は、幅員概ね5.5米にして屈曲亦甚しく一般交通上危險極かるに至り、都市計畫決定線に依り新設せるものなり、一般に地盤低濕の爲め、平均1.0~1.2米の高さに盛土し、幅員は都市計畫街路幅員に據り之を25米とし中央16.6米を車道にて其兩側各4.2米を歩道とし車道中央5.8米を瀝青乳剤「マカダム」鋪装とし、兩側各4.8米を二層式「コンクリート」鋪装とす、歩道は全町地内は全幅を「コンクリート」平板

圖道國內管所張出木土京東省務内



鋪装とし、新宿町より青戸町地内に至る間を中央約1米で「ヨンクリート」平板を張詰め其兩側に砂利敷を施工す、青戸町より本田四ツ木町地内に至る間の歩道鋪装は之を他日に譲れり。

### 3.4. 茨城県北相馬郡取手町 昭和9年度事業

本區域内は、屈曲多く且つ幅員狹少なる砂利道なるを以て、之を幅員7.5米に擴張し鋪装を施工す、鋪装は二層式「ヨンクリート」を以て、衝路區域は全幅を其他は中央6米を鋪装す。

### 5. 茨城県新治郡土浦町

昭和7.8年度事業

本區域内は、舊城下町にして  
徳川幕府時代に於て敵裏に備ふ  
る爲め殊更開路に急角度の屈折  
を設けたりと傳へらるるもの數  
ヶ所及急坂路あり交通の障碍頗  
る大なるものあるを以て是等の  
缺點を除去する爲め人蔵湖濱の

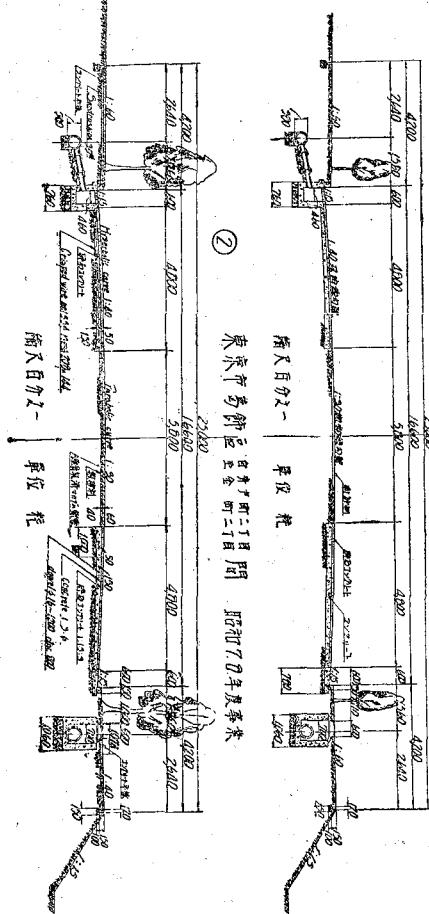
六號國道 日東東京間標準横断面図

①

東京新宿區日本橋二丁目 昭和9年度事業

②

東京新宿區日本橋二丁目 昭和7.8年度事業



部分を避け現國道の西方に新路線を設置せるものなり、幅員15米にして中央9米を車道に、兩側各3米を歩道とす、鋪装は車道に二層式「コンクリート」鋪装を行ひ、歩道は砂利敷とす。

#### 6. 茨城縣水戸市 昭和12.13.14. 年度事業(施工中)

本區域内は、主として幅員7米内外の砂利道にして、屈曲著しく勾配亦急なるに加へ、常盤線との平面交叉あり、交通

③

茨城縣北相馬郡取手町 延附7年度事業

延附7年度事業

④

茨城縣北相馬郡取手町 延附7.9.年度事業

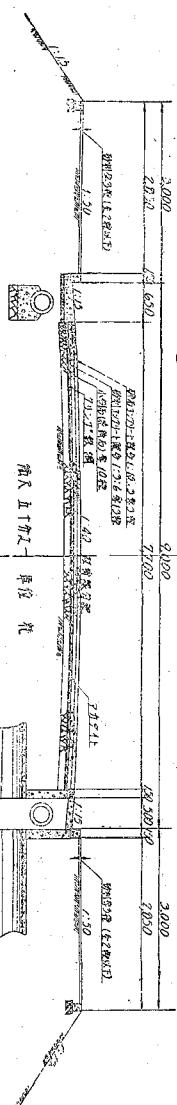
延附7.9.年度事業



篠又五十分之一

単位  
メートル

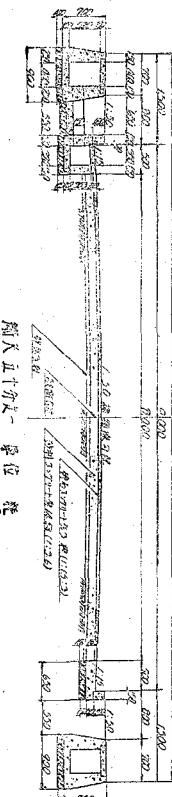
篠又五十分之一

単位  
メートル

⑤

茨城縣新治郡土浦町 延附7.9.年度事業

延附7.9.年度事業



篠又五十分之一

単位  
メートル

の圓滑を阻害すること甚しき状態にあるを

を以て、現國道の南方に新路線を設立せる

ものなり、幅員は、街路區域は、12米にし

て中央9米を車道に、其兩側各1.5米を歩

道とし、郊外を有效9米とせり、鋪装は、

街路區域の車道及び郊外を、幅9米にて二層式

「コンクリート」鋪装を施工す。

## 2. 7號國道

7號國道は、東京市より市川市、船橋市を経て千葉市に至る路線にして、縣道により房總地方に通じ、又市川市より松戸町に至る縣道により6

號國道と連絡するを以て、一般交通及物資輸送上重要路線なり。

### 1.2 東京市江戸川區東小岩町四丁目間 昭和

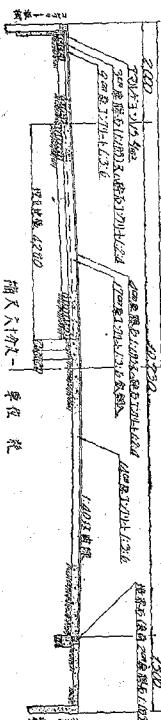
6年度事業

本區域内は、線形概ね良好なれども、幅員8米

七號國道 東京市江戸川區東小岩町四丁目間 標準横断面圖

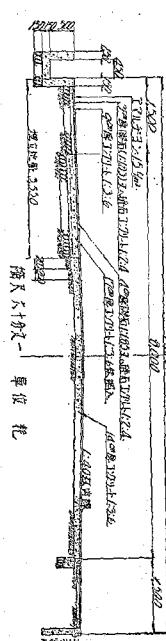
①

東京市江戸川區東小岩町四丁目地内 昭和6年度事業



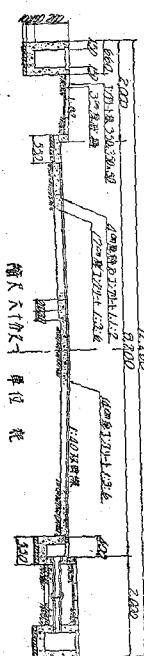
②

東京市江戸川區東小岩町四丁目間 昭和7年度事業



③

東京市江戸川區東小岩町四丁目間 昭和7年度事業



内外の砂利道にして近時激増せる自動車交通の爲め路面の損傷著しく漸次維持困難となれり、而して道路兩側には幅1.0~1.8米の水路あるを以て、之を埋立て、幅員を擴張し路肩に「コンクリート」擁壁板柵等を施し鋪装を施工す、幅員は11.00~13.73米内中央8.00~10.73米を車道に宛て其兩側1.5~2.0米を歩道とす、鋪装は車道全幅を以て二層式「コンクリート」を以て、歩道は二層式「コンクリート」又は「コンクリート」基礎に瀝青乳剤を以て表面處理を行ふ。

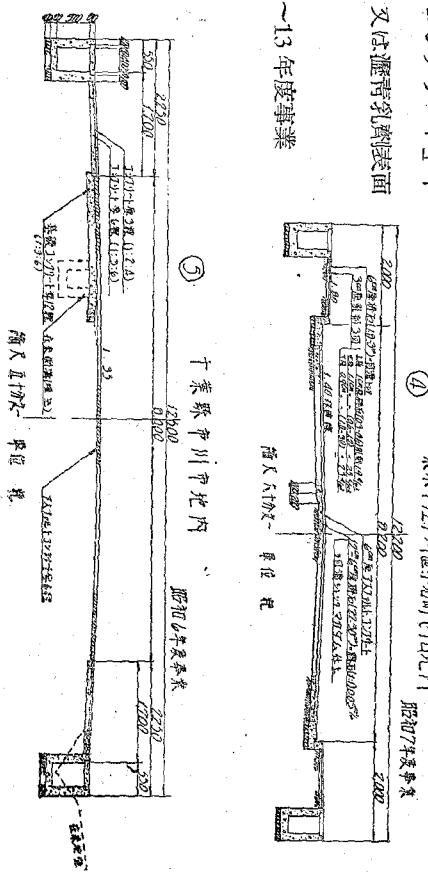
### 3.4 東京市江戸川區小岩町一丁目間 昭和7年度事業

本區域内は、線形縮して良好なれども、幅員8米内外の砂利道なるため、幅員を擴張し鋪装を施工す、幅員は12.2米にして、中央8.2米を車道に宛て、兩側各2.0米を歩道とす、鋪装は車道を二層式「コンクリート」又は「アスファルトコンクリート」とし、歩道は大部分「コンクリート」平板張にして、一部に「コンクリート」又は瀝青乳剤表面處理を行ふ。

### 5.9 千葉縣市川市市川町間 昭和6~13年度事業

本區間は、概ね平坦にして線形良好なれども、幅員狭隘且砂利道なるを以て路面の損傷著しく、殊に最近高速度交通頻繁の爲め維持

漸次困難となるるを以て幅員の擴



張及路面の鋪装を施工す、改良工事に於ては、船橋市、幕張町、検見川町地内は甚敷屈曲し且人家横比せるが故に之を避け、海岸寄に新路線を撰定し附着を行ひ、其他は現道を利用し、幅員を擴張すると共に路面鋪装を施工す、幅員は、標準幅幅を 12.5 米

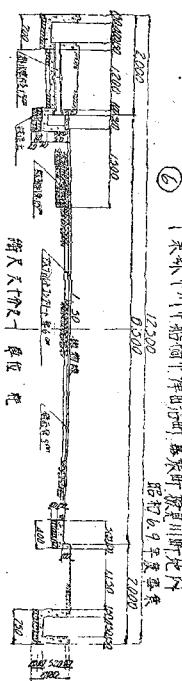
内車道 8~9 米とし其兩側を歩道にて宛てたり、而して沿線に於ける商店街又は其他の家屋の状況により歩車道を高低分離せり、鋪装は、擴築区域の車道には主として「アスファルトコンクリート」を採用し、新設部分には二層式「コンクリート」鋪装を行ふ、歩道は一部分に「コンクリート」及び瀝青乳剤表面處理を行ひたれども、他は土砂を充分擁固めたる儘なり、尙津田沼町～幕張町間及び検見川町～千葉市登戸間の海岸線に接近せる箇所には防波兼用の法固擁壁を築造せり。

### 3. 4 號 國 道

4 號國道は、東京市より埼玉縣北足立郡谷塚村、越ヶ谷町、栗橋町を経て北進し、栃木縣宇都宮市、黒磯町に至り、夫れより奥羽東部を縦走して、北海道廳所在地札幌市に至る権要幹線なり。

#### 1. 東京市足立區自千住八千代町開 昭和 6.7 年度事業

東京市内千住新橋迄の路線は、帝都復興事業其他により既に改良せられたるも、夫れ以北は舊態の體にして、本區間は一般幅員約 7 米（最小 6 米）に過ぎず、交通上の障礙物からざるを以て、現在國道に略並行せる都市計畫線を國道に變更し、改良工事を施工せり、幅員 25 米、車道は中央 16.6 米を二層式「コンクリート」鋪装とし、地盤軟弱なる箇所には鐵



網を挿入せり、歩道は兩側4.2米

とし、中央1米に「コンクリート」

平板3枚通並列したる外側て砂

利敷とせり。

2~13 埼玉縣北足立郡

白堀町、谷崎町、埼玉縣北葛飾郡

自高野村間 昭和8.10~14年

度事業(施工中)

\*本區間は、線形概して良好なれ

ども、草加町地内人家連携部は、

嘗て埼玉縣に於て簡易鋪装施工済

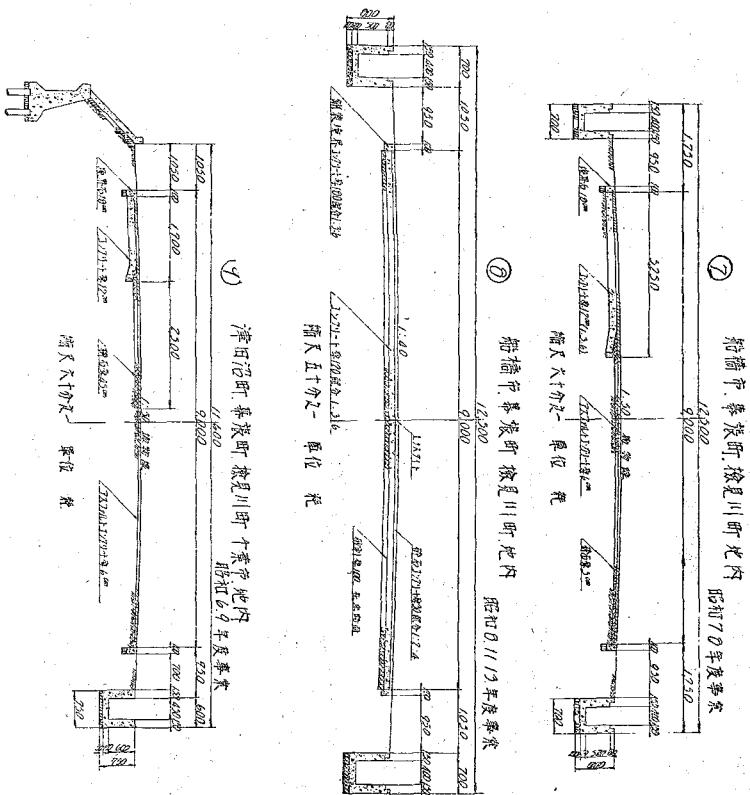
なるも、幅員舊に7米に過ぎず、爲

めに運輸交通上不便且危険なるを

以て、現國道に並行せる町村道を

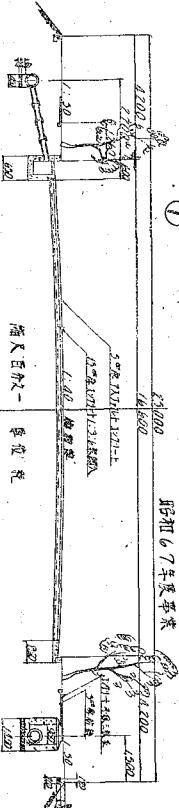
國道に改築し、新田村及蒲生村地

内は幅員6米内外の簡易鋪装道に

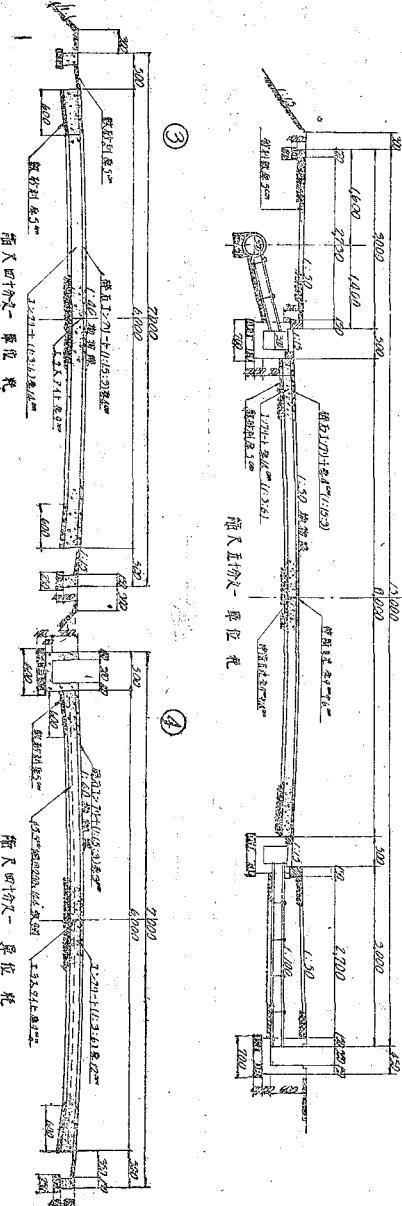


四、國道自軌車用標準断面圖

して所々破損し殊に蒲生村地内の大部  
は道路低窪兩側に用悪水路を隔てて水田  
を有し、自動車其他一般交通上危険渺か  
らざるを以て附替を行ひ、越ヶ谷町地内  
は人家稀比せるにより之を避け東方に現  
國道に並行せる路線を撰定せり、幅員は、



② 2-13 埼玉縣北足立郡自軌車用標準断面圖 10-14年実測(總14)



草加町～新田村

間の復道幅員 6

米を除き、他は

12～15米にして

内9米を車道と

し、其兩側を歩

道とす、衝路區。

域内は特に歩車

道を高低分離せ

るも他の之を區

分せず、鋪装は、

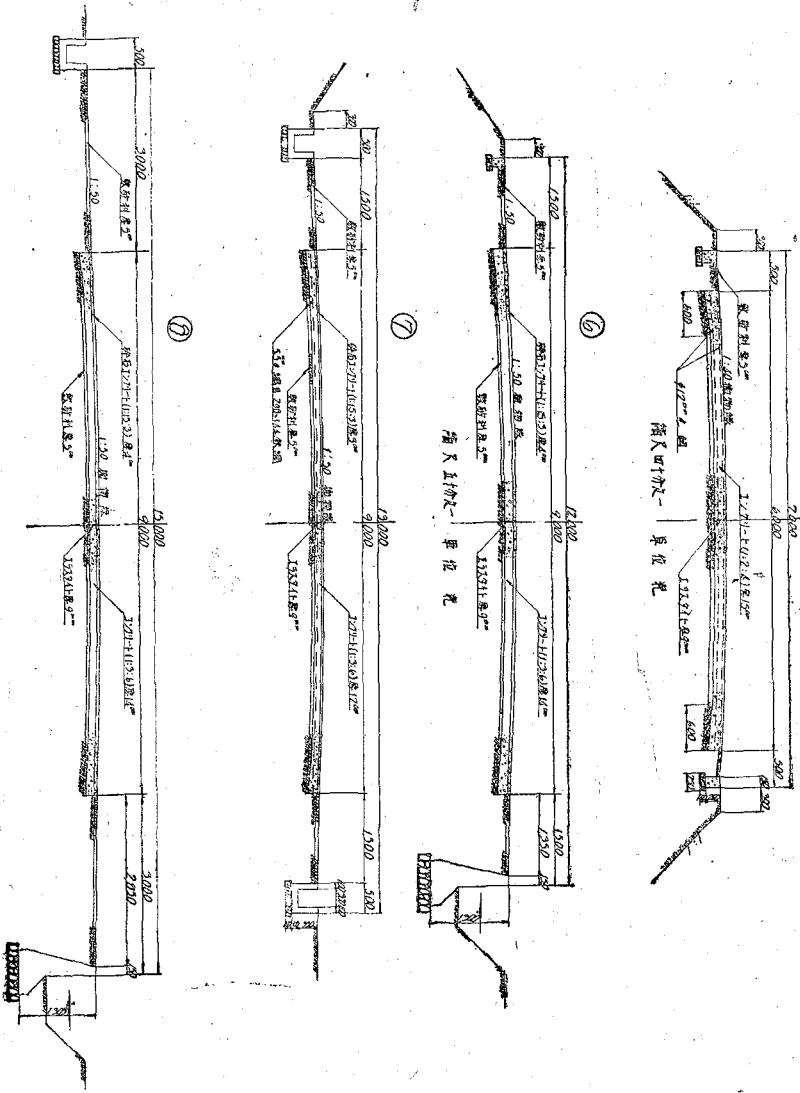
車道を二層式又

は一層式「コン

クリート」鋪装

とし歩道は砂利

敷或は土砂を充



分掲國あたる儘  
とす、而して地  
盤軟弱なる箇所  
には特に鍛鋼を

挿入す。

14~17 栃木縣  
足利市内郷明治村間  
至宇都宮市西原町間  
昭和12.14年度事

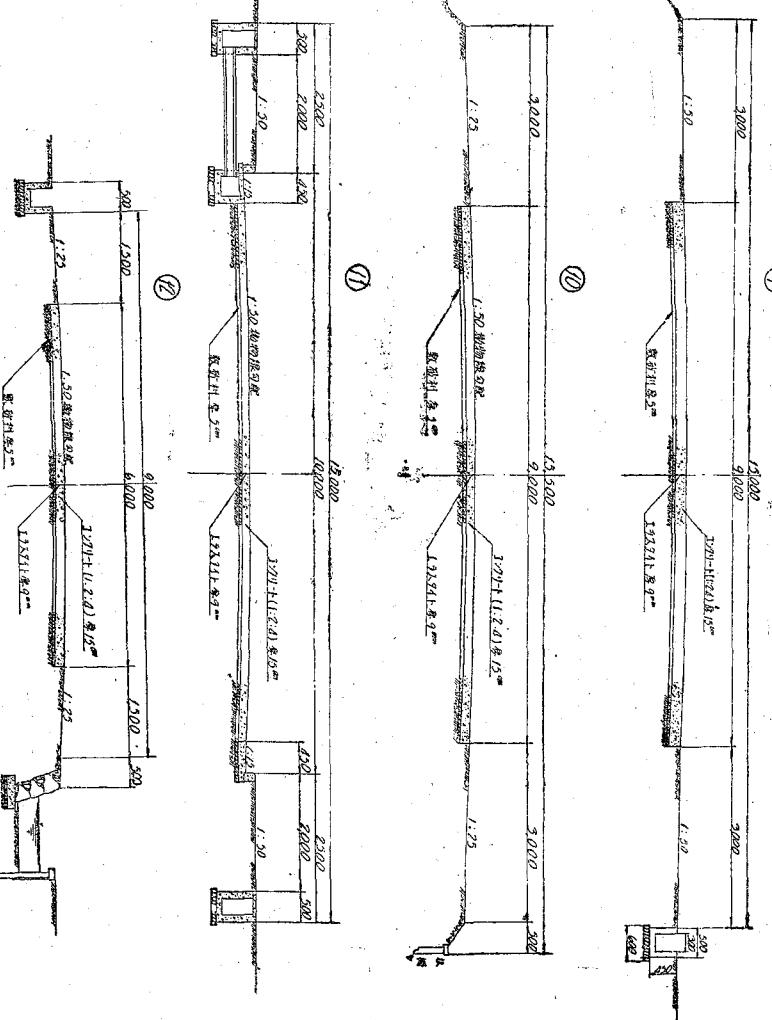
業(施工中)

本區間に、幅

員7~9米の砂  
利道にして、線  
形概ね良好なれ

ども、近時著し  
く發達せる高速

度車輛の交通に



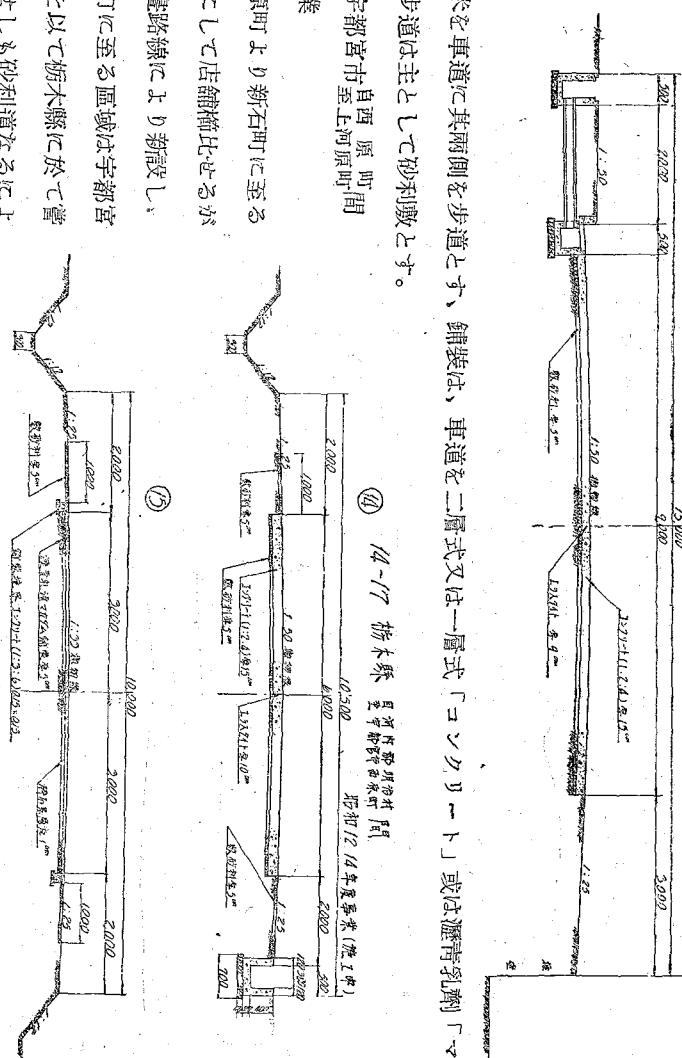
對し、漸次路面  
維持困難となれ  
るを以て、幅員  
を擴張し鋪装を

施工す、幅員は  
總幅10米内中央6米を車道に其兩側を歩道とす、鋪装は、車道を二層式又は一層式「コングリート」或は瀝青乳剤「マカ  
グム」鋪装とし、歩道は主として砂利敷とす。

18~20 桜木縣宇都宮市自西原町間  
昭和6.7年度事業

14-17 桜木縣宇都宮市自西原町間  
昭和12.14年度事業(整工中)

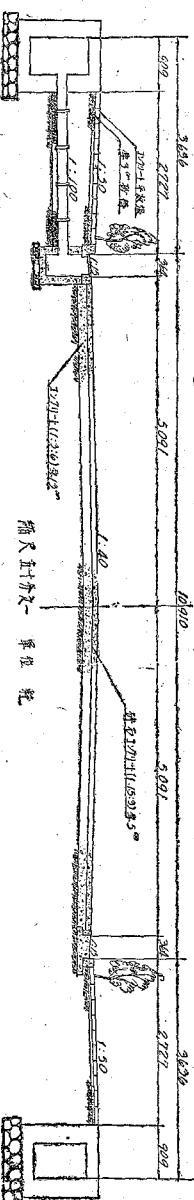
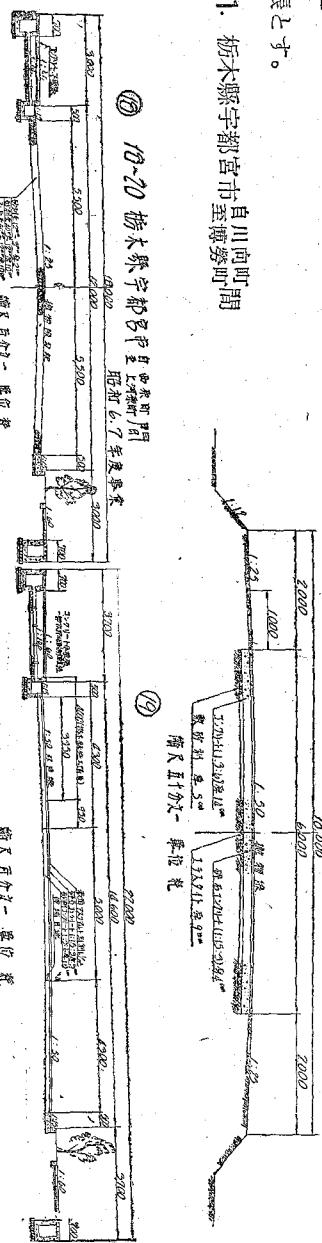
本區間の内、西原町より新石町に至る  
區域は、幅員狭隘にして店舗縮比せるが  
故て、宇都宮市計画路線により新設し、  
新石町より上河原町に至る區域は宇都宮  
市の要衝に當れるを以て桜木縣に於て當  
て幅員の擴張をなせしも砂利道なるによ  
り維持困難なるため鋪装を施工す、幅員



は、西原町より新石町に至る間は18. 及び22米の2種にして、車道は14.6米及び12米とし、歩道は3.7米及び3.0米とす、新石町より上河原町に至る間は、總幅18.18.2米にして中央10.91米を車道に兩側各3.6.36米を歩道とす、鋪装は、

車道を二層式「コンクリート」歩道を半板張とす。

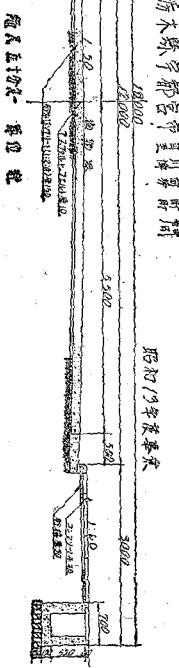
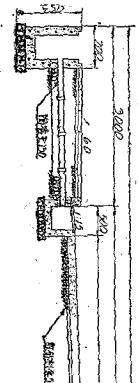
## 21. 栃木県宇都宮市川向町間



昭和13年

## 度事業

本築間の  
現道は、屈  
曲度數且つ



幅員狭隘にして兩側に人家櫛比し居るを以て、宇都宮

市都市計画路線に據り新設す、幅員18米内車道12歩道各3米とす、車道は一層式「コンクリート」歩道にて

「コンクリート」平板張鋪裝を行ふ。

## 22. 栃木縣那須郡自狩 駅 村間 昭和10年度事業

本地點に於ける降雪は相當なるものあるを以て、車馬の足掛りを考慮し

橋梁前後取付道路に於ける継続勾配 1/30 の箇所に施工す。

## 23. 栃木縣那須郡自駒瀬町 間 昭和6年度事業

本鋪裝は、橋梁架換に伴ふ取付道路に施工せるものにして、幅員8米を

二層式「コンクリート」鋪裝をなす。